

令和7年度 第12回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和8年3月25日(水)  
開会 午前8時45分  
閉会 午前9時55分
- ② 場 所 春日市役所 大会議室

2 出席委員の氏名

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 安 本 誠 一 |
| 委 員 | 黒 岩 眞理子 |
| 委 員 | 足 達 好 子 |
| 委 員 | 奥 田 大 輔 |

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

|            |         |
|------------|---------|
| 教 育 部 長    | 武 末 竜 久 |
| 教育総務課長     | 濱 田 佳寿美 |
| 学校教育課長     | 山 下 江 利 |
| 地域教育課長     | 萩 原 裕 之 |
| 地域づくり課長    | 近 藤 憲 明 |
| 文化スポーツ課長補佐 | 末 永 和 義 |
| 教育総務課長補佐   | 小 嶋 健 朗 |
| 教育総務課主査    | 松 尾 由 香 |

4 議事の概要

別 紙

○扇教委長

皆さんおはようございます。

時間になりましたので、令和7年度第12回春日市教育委員会定例会を説明を始めます。

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

奥田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【第2 議案】

(1) 第19号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第19号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○末永文化スポーツ課長補佐

2ページをご覧ください。

提案理由としましては、春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則について、令和8年度の新施設予約システムの稼働に伴い、使用料の納期を別に定める必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

次のページをご覧ください。改正内容でございます。

4月1日から施設予約システムの変更に伴いまして、オンライン申請を開始するため、これまで申請時に、納付をするというところをオンライン申請時に別途納期を設けることで、利用者の利便性を向上させるためのものです。

第2条第1項に次のただし書きを加え、ただし、教育委員会が別に納期を定めたときはこの限りではないという内容でございます。

またこの規則は令和8年4月1日から施行するというようにしております。

以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。

質疑はございますでしょうか。

○安本教育委員

利便性を良くするために納期を別途定める、の具体的に納期はどれぐらいの期間ですか。

○末永文化スポーツ課長補佐

今までは窓口のみで申請をしておりました。その際に窓口で合わせて納付するというところの部分をオンラインで申請をいただいて、今すぐという形ではなくて、7月からは、オンライン決済を開始する予定でございまして、それに伴いある程度の期間を設ける必要がございますので、申請から納期までの間、今のところ1週間程度を考えております。

○安本教育委員

納め方によって利便性があるってことですか。

○末永文化スポーツ課長補佐

窓口にはわざわざ来なくてもいいというところが一番大きいところかと思っております。

今、毎月第1月曜日の朝、行列でその次の月の予約をとっていただいているところがございまして、こちらも我々の大きな課題でございまして、そこの利便性を向上するというの一番大きな部分かと思えます。

○安本教育委員

並んだもの勝ちというのがなくなるんですね。

○末永文化スポーツ課長補佐

はい。

○足達教育委員

先着順だと決済している方していない方でどうなるんですか。また、オンラインは市のホームページ上ですか。

○末永文化スポーツ課長補佐

オンラインはシステムの方にリンクを貼っておりまして、そちらにアクセスいただきます。

○足達教育委員

決済方法はクレジットですか、PayPayとかいろいろありますけど、どれでしょうか。

○末永文化スポーツ課長補佐

まず申請の順番については、画面を開いていただいて、お使いになるところを選んで申請をしていただきます。これが仮申請の状態です。

この仮申請の状態になりますと、もうすでにロックした形になりますので、他の方からはその時点で埋まっているという状態です。

この仮申請を私ども指定管理者も含めて審査をさせていただいて、本申請の折り返しの連絡をいたします。

その際に、納期限をいつまでと、それからお支払いの方法を先ほどおっしゃいましたが、窓口で納付することもできます。現金でも、それからクレジットカード、PayPayとかQRコード決済、この辺りも対応する予定でございます。

ただシステム開始してから3月ほどかかりますので、その予定で考えております。

○足達教育委員

自治会などもよく公民館や体育館を使いますが、そういう場合もオンライン申込ですか。

○末永文化スポーツ課長補佐

自治会で年間事業等で使われる場合、事前に申し込みされていることもあるかと思えます。そういった場合は、変更届など、オンラインとは違った形で対応するようになると思います。

○足達教育委員

従来通りですね。わかりました。

もう1つ、クレジットで決済した場合、領収書はクレジットの控えだけということですか。

○末永文化スポーツ課長補佐

はい。

○扇教育長

それでは第19号議案、貸出率学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって第 19 号議案学校春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第 20 号議案 春日市立生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○末永文化スポーツ課長補佐

続きまして、第 20 号議案春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について提案いたします。

提案理由といたしましては、春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則について、令和 8 年度の新施設予約システムの稼動に伴い、使用許可の際の申請決定のための様式を変更する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページ、5 ページをご覧ください。改正内容については、こちらの通りになります。

まずは、8 条第 1 項中、使用許可申請書兼使用料減免申請書を申請書に改めます。

また第 9 条中、使用許可書兼使用料減免決定書を許可書に改めるという内容であります。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました新システムの変更に伴いまして、システム標準の様式を使用するため、こういう形で対応が必要ということになっております。

施行期日につきましてこの規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

施行日以後の使用許可に係る手続きその他の準備行為は施行日前においても行うことができるというものでございます。以上説明でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますでしょうか。

(質疑なし)

○扇教育長

それでは第 20 号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって、第 20 号議案春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第 21 号議案 春日市学校介護施設の使用に係る種使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示について

○末永文化スポーツ課長補佐

第 21 号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示について提案いたします。

提案理由につきましては、春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱について、令和 8 年度の新予約システムの稼動に伴い、準用する春日市スポーツ施設等の使用に係る使用者登録に関する要綱の改正に伴い、改正しする必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次の 7 ページをご確認ください。準用する要綱登録証の発行という部分がございます。

こちらをシステム、標準の通知書というものに変更する必要がありますので、関連する条項を1条削ったことによりまして、こちらの使用者登録に関する要綱の一部を第4条中第10を第9条に改めるといった内容のものになっております。説明以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますでしょうか。

(質疑なし)

○扇教育長

それでは第21号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示についてただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって、第21号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第22号議案 春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○近藤地域づくり課長

第22号議案 春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

提案理由は、春日市地区公民館等設置条例施行規則で定める公民館の建築費及び設備の費用等について、当該年度の資材価格や労務費の動向等を踏まえ、必要に応じて上限額を変更できるように改正する必要があることによりまして。

地区公民館等の大規模改修工事を実施する際に、その建築費及び設備等の費用は本施行規則で定める額の範囲内としています。

しかし、近年の資材価格や労務費の高騰により、現行の基準と実勢価格との間に乖離が生じており、近年の施工実績においても、上限額を超過する事例が生じています。

そのため、今後も適正な施設の整備及び維持管理を実施するために、規則を一部改正するものです。

次のページをご覧ください。変更の内容です。

内容としましては、建築費及び設備の費用が本規則で定める上限と乖離が生じた場合、すなわち市長が特に必要があると認めるときに上限額を変更することができるというものです。

ただし、他の地区公民館等との均衡を考慮するという文言を入れることで、実勢価格に応じて上限額を変更することができますが、華美な施設にならないこと、過度な支出を抑制することとしています。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますでしょうか。

(質疑なし)

○扇教育長

それでは第22号議案 春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって、第 22 号議案 春日市地区公民館等設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(5) 第 23 号議案 令和 8 年度県費負担教職員の人事異動に関する内申について

○扇教育長

次に、第 23 号議案、令和 8 年度県費負担教職員の人事異動に関する内申についてでございますが、この議案は内容上、人事に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第 4 条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

第 23 号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成です。よって第 23 号議案は非公開といたします。

- ・ 第 23 号議案は、非公開。
- ・ 審議の結果、第 23 号議案は、全員賛成により可決。

【第 3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

私の方から、2 期 6 年ということで任務を全うしましたので、今年度いっぱい、身を引かせていただこうと思っております。本当にありがとうございました。

(2) 教育委員報告

○黒岩教育委員

卒業式に西小学校に行ったんですね。

そしたら、小学生は普通一人一人、壇上で証書をもらうんですけど、中学校方式で名前を呼んで代表がとってというんで、すごく早く終わったんですよ。

来賓とかはありがたい話で、「早かったですね」と言ったら、教育委員会の方から 1 時間以内で終わるよという達しがありましたって言われて、そうなんだ、と。だったんですかね。

○武末教育部長

短縮というのは一応話はさせてもらっています。

○黒岩教育委員

人数が多いと、一人一人あげるとその分 20 分ぐらい増えるかなとか言ってありました。

いい悪いを言ってるんじゃないんです。

それとですね、私たちが式次第と、普通、卒業生の名前のプリントをもらうんですけどね。プリントなかったんですよ、卒業生名簿が。

それは、私は、先生たちの労力の短縮と、それからその後のプライバシーの保護というか、個人情報をもった来賓とかがどんなふう処理するかわからないじゃないですか。

だから、いいことじゃないかなあと思って。中学校は全部名前も書いてあったんですけど、全くそれがなかったんですよ。ご時世かなとか思いながら、それも 1 つかなと思って、或いは出したとしても後で回収するとかですね、いろんな方法があるかなと。

やっぱり時代に合わせて少しずつ変わってるんだなっていうのを、思いました。

#### ○足達教育委員

今の件で、私が行きましたのは東中ですが、自治会からの来賓の方には見せられて回収されました、控え室で。教育委員には何も配られませんでした。

小学校の方はちゃんと名簿が載ってましたね。

自治会からすると、町内の中学生が何人卒業していったのかさっぱりわからないので、お祝いの言いようもなく、ちょっと困るなっていうのがありますね。

中学校高校に行くんだとかいうのが全くわからなくて。町内では卒業祝いを配るんですけど、地区委員さんに調べてもらって、それがまたどこに住んでるかはわからないので、お渡しすることもできないと。

地区委員さんも家がわからんと言って、子供から伝わって取りに来てくださってっていうような感じで、非常に困ってます。何人いるかもわからない。ていう現実がありますね。

1つの意見として。

#### ○扇教育長

ありがとうございます。

おそらく賛否両論あると思いますので、今度入学式もありますので、卒業式式の各学校の実態をもう一度洗い出して、どれが一番適切なのか、ベターなのかと。他市の状況も踏まえてですね、指導主事等でちょっと検討させたいなと思っています。

回収するという1つの手だろうし、自治会長さんの方、それぞれの公民館の方でお祝いものを来た子に渡すというのが長年伝統であってるようでございますので、そういうところには名簿は一部は差し上げるとかですね、何か考えていきたいなど。

#### ○足達教育委員

「ここへ聞いたらいよいよ」というような窓口だけでも決めていただきたいと思います。

#### ○黒岩教育委員

春日市がコミュニティスクール等を推進している以上はですね、自治会にはきちっと知らせるべきではないかなあっていうのは思います。

来賓もいろいろいらっしゃるんで、誰でも彼でもということではなくて、そこはコミュニティスクールというのを必ず言われますもんね、卒業式入学式で。

それを推進するならば、そこと関連するところはしっかりと把握をしていただきたいというふうに思います。

#### ○扇教育長

先ほど申し上げましたようにちょっとそこは集約をして、内部でちょっと熟議をしたいなと思います。

簡素化も含めて、旧来の卒業式のような形に少しずつ戻っている学校もございます。

学校の実態に応じてある程度様子を見てるところですけども、集約をしたいなど。

今回の1つの目玉にしたのはですね、来年の4月の小学校の入学式を想定して、小学生が集中できるのは20分、校長先生が挨拶をされるのが一番大事、PTA会長さんが挨拶されるのが大事、市長は当然行ったら挨拶をするでしょう。

ただそうしたとき、教育委員会告示をどうするのかということ、そこを内容をきちんと書いて冊子に入れることで、子供たちが途中で退屈して足バタバタ、手バタバタとなるのはあまりよろしくないんじゃないかなという方に集中して審議したもんですから。

卒業式でも私が行ったところの来賓から、教育長は何で挨拶しなかったんですか、残念だったって言われることもありましたので、少し集約したいなと思っています。

入学式に関してはですね、小学校1年生の発達段階を踏まえて、できるだけ早く教室の方に戻してあげたい。

集中して20分というのにちょっと絞りたいなとは思っています。

### (3) 事務局報告

#### ア 報告第2号 臨時代理について

##### ○扇教育長

報告第2号 臨時代理についてでございますが、この議案は内容上、人事に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会公開規則第4条の規定に基づき非公開としたいと思います。賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

全員賛成によって報告第2号議案は非公開といたします。

- ・報告第2号議案は、非公開。
- ・審議の結果、報告第2号議案は、全員賛成により承認。

#### イ 令和7年度春日市一般会計補正予算（3月補正：教育費関連）について

##### ○濱田教育総務課長

令和7年度春日市一般会計補正予算3月補正、教育費関連についてでございます。資料の12ページから15ページまでが、歳入歳出予算でございますが、この中の14ページの26番にあたります。

こちら、中学校春日東中学校の屋内運動場改築工事についての改修工事請負費について、こちらの1月の説明の際に、漏れがございましての追加でございます。

16ページの負担行為新規については変更ございません。

17ページの繰越明許費についてですが、こちらは先ほどに関連しまして、下から2行目の春日東中学校改築工事についてが漏れとして追加させていただいております。

それから、2行目の、大規模改修工事の金額等に変更はないんですが、未収入特定財源のところが起債額が確定したことにより修正をさせていただいております。

一番下の行の大規模改修の未収入特定財源についても、修正をさせていただいております。

以上の内容について3月議会において可決をいただいておりますのでご報告いたします。

(質疑なし)

#### ウ 春日市議会（3月議会）における一般質問について

##### ○濱田教育総務課長

春日市議会3月議会における一般質問についてでございます。

5人の市議会議員から5項目の質問をお受けしております。資料は18ページから27ページになります。資料については、後程ご覧ください。以上でございます。

(質疑なし)

#### エ 春日市立学校大会等参加補助金交付要綱の一部改正について

##### ○山下学校教育課長

資料の28ページをお開きください。

春日市立学校大会等参加補助金交付要綱の一部を改正いたしましたのでご報告いたします。

まず、この要綱ですけれども、文部科学省や地方公共団体または学校連盟などが主催もしくは共催後援するスポーツや文化などに関する各種大会、一番多いのは中体連等々の大会になる

んですけれども、これの参加に要する費用に対する補助金、これの交付に関して必要な事項を定めている要綱になります。

28 ページに主な改正理由 4 項目を記載しております。

まず 1 点目です。

先ほど明示した各種大会への参加についてですが、部活動が設置されていない競技の場合、これまでは教員が引率しまして、学校の方からこの補助金を申請しておりました。

しかし令和 8 年度からは、部活動が設置されていない競技、地域クラブなどの活動で生徒が先ほどの大会に参加する場合の補助金につきましては、保護者及び引率者の代表者が申請することといたしました。

2 点目です。補助金の補助額についてなんですけれども、公共交通機関を利用した実費額を交付しておりました。これを大会等の開催地に応じた定額支給に変更するものです。

後程また区分表をご確認していただきます。

従いまして、これまで自家用車での引率には補助金が出てなかったんですけれども、この改正に伴いまして、自家用車で行っても開催地の区分によって定額で支給されるという形になります。

3 点目です。補助対象者には小学校の児童も含まれておりましたが、過去に申請された実績がないため削除するものです。

そして 4 点目。国、他の地方公共団体、その他の関係団体から支給される別の補助金がある場合は、この補助金の補助対象経費としないものとするにいたしました。

これまでは、別の補助金の交付を受けている場合は、その補助額を差し引いて、今回、補助金を交付するというように規定されておりましたが、実際まず事務処理が煩雑であることと、引率教員は県よりもともと旅費が支給されておりますので、そもそもこの補助金の交付対象とはなっていないということもございましたので、今回整理させていただいた形になります。

今申し上げました改正点 4 点のうち、大きなものは 1 点目と 2 点目。

教員の引率がなくなり、地域クラブ等部活がない競技で生徒が参加する場合は保護者または引率者の代表者が申請するということと、公共交通機関の利用に限定していたものを、開催地に応じた定額式に改めるということになります。

資料 38 ページをお開きいただけますでしょうか。

37 ページから今回改正された交付要綱全体のことを記載している形になります。

37 ページから 38 ページにかけて、先ほど申し上げました大会等の開催地の区分に応じた支給額を記載しております。

この金額に基づいて、補助金を交付するというようになります。

この改正施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からといたします。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんからご質問等はありませんでしょうか。

○安本教育委員

筑前大会以上と今度明記になるということで、その筑前大会というのは、他の例えば具体的に「あそこの大会だったらこれに該当するよな」とか、規模的に基準というか、どこら辺の地域が参加しているものですか。

○扇教育長

筑前地区大会というのは福岡事務所管内。糸島、福岡市は別ですから、あとは宗像、糟屋、筑紫、これは筑前大会。

○安本教育委員

なるほど、なるほど。

○扇教育長

福岡市を除いた福岡県の地区、福岡市の周辺って感じですね。順番があつてですね、筑前地区の方で今年は県大会も主催してくださいよってなった場合は旅費は同じになる。

○安本教育委員

他県に行ったときも、そこを吟味するというわけですよ。

○扇教育長

これでもうやっぺいこうということですね。

○安本教育委員

ありがとうございます。

そして 38 ページの、この額ですね。これは生徒 1 人ですか。

○山下学校教育課長

はい、1 人あたりです。

○安本教育委員

1 人あたりですね、上限はなしですか。

例えば野球部だったら 20 人ですとか。

○山下学校教育課長

大会ごとに派遣できる人数が決まっておりますのでその大会要綱に従った人数分になるかと思えます。

○安本教育委員

競技ごとに違いますよね。集団で行くようなサッカーとかだったら多くて、テニスだったら例えば 2 人ペアだったら 2 人。

○扇教育長

このように変わるといふことで、この点はよろしいでしょうか。

オ 令和 7 年度 第 6 回社会教育委員の会議について

○萩原地域教育課長

議案書の 45 ページをご覧ください。

本年度最後、第 6 回目の社会教育委員の会議を開催しましたのでご報告いたします。

日時は令和 8 年 2 月 19 日木曜日、午後 1 時から 1 時間あまり、10 名の委員全員が出席しております。

概要は任期ごとに提言書を作成することが慣例となっておりまして、それが完成しましたので、教育長に対する授与式を行いまして、その後教育長と社会教育委員とで懇談を行っております。

その提言書を皆様のお手元にもですね、今日配付させていただいております。

簡単に内容をご説明したいと思います。

今回は、生きづらさを抱えている人たちにスポットを当てた提言となっております。

最後の 33 ページをご覧ください。

33 ページに結びとありますけれども、これちょっと頭からそのまま読ませていただきます。

多様性社会共生社会の実現に向けて様々な人がいる。

その中で生きづらさを抱えている困り感を持っている人々がいるというのは自明の理であるが、実際にどのような方々がどのような生きづらさを抱えているかについて、現状認識を行うことが本提言書の目的でした。

提言書といえば、何かこうすべきであるといふことを提言するのが本来ではあるが、本提言書には具体的にはそれがありません。

生きづらさを抱えている人々が存在する、そしてどのような生きづらさを抱えているのかを知って欲しいというのが本提言であり、社会教育委員の一同の願いです。

ということで、このような思いに沿った提言書となっております。

中身がどのような構成になっているかは、表紙の裏の目次の方にお戻りいただきまして、まず(1)に現状ということで記載されております。

アが学校現場から見えるもの、子供に着目して、(ア)から(カ)までの6つ。

そしてイが広く一般社会から見えるもの、主に大人に着目して、(ア)から(ウ)の3つ、合計で9パターンの生きづらさを感じている方について述べられております。

次に(2)として、現状から見える課題、これがアからエの4つ、記載されております。

以上がこの提言の大枠ということになっておりますので、後でゆっくりご覧いただければと思います。私からは以上です。

(意見なし)

カ 春日市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）について

○濱田教育総務課長

春日市教育振興基本計画案についてご覧ください。

策定について採決いただきました内容につきまして、基本的には変更はないんですけれども、修正等がございましたのでご報告させていただきます。

4ページですが、コメント1にあるように、上位計画の総合計画の修正に合わせて修正したもののになります。

それとコメント2も総合計画の表現に合わせて修正したもののになります。

続きまして7ページになります。

コメント4にございますが、削除している部分と、そのすぐ下の段の内容が、本来差し替えるべきところが削除していなかったということで、今回削除させていただいておりますので、下の文書と内容がかぶっております。その部分について削除しているものになります。

コメント3についても総合計画の修正に合わせて削除するものですが、学校DXという表現が、削除した方がわかりやすいということで、GIGAスクール構想だけにさせていただいております。その修正については8ページも10ページも同じ内容により削除しております。

修正については以上になります。

(4) 主要行事報告

【第4 調整事項】

(1) 4月定例教育委員会議の日程について

令和8年4月24日（金） 午前9時 決定

(2) 4月教育委員懇談会の日程について

令和8年4月24日（金） 午前9時30分 決定

○扇教育長

以上で本日の教育委員会は閉会いたします。

午前9時55分閉会